

日程第 4 平成 25 年度施政方針についてであります。

町長の発言を求めます。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。まず最初に先ほど、永年の表彰を受けられました 3 名の議員さんに対しまして、心からお喜びを申し上げます。

また、議員様におかれましては、これからも切磋琢磨されて、多度津町の発展のためにご貢献を頂きたいと願っております。よろしくお願い致します。

それでは、始めさせていただきます。

本日、平成 25 年 3 月町議会定例会の開会にあたり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸施策並びに平成 25 年度予算の概要についてご説明し、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。私が就任当初から常に心がけてまいりましたのは、町民の皆様が「夢と希望」を抱きながら、生き生きと明るく元気に暮らせるまちづくり、町民目線の行政運営であり、住民協働のまちづくりであります。

その取り組みの一つとして、一昨年より開催しております「対話集会」ですが、島嶼部 3 会場、陸地部 4 会場で行っており、この 2 年間で延べ約 350 名の住民のご参加と様々なご意見をいただきました。引き続き、「住民参加型の町政」を目指して、住民の皆様から、生の声をお聞きし、そのなかからいただいた貴重なご提言を本町の施策に活かせるよう、今後もその時代にあった「まちづくり」に努めてまいりたいと思います。

これからも、職員共々一丸となって、重要課題の解決に誠心誠意取り組んでまいりる決意であります。一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、政府は、平成 25 年度における我が国経済について、世界経済の緩やかな回復が期待されるなか、「平成 25 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された施策の推進等により、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、国内需要主導で回復が進むと見通しており、国内総生産の実質成長率を 2.5%程度、名目成長率を 2.7 パーセント程度プラスに転じると見込んでいます。

このような中、政府は、平成 25 年度予算を、日本経済再生に向けて、緊急経済対策に基づく平成 24 年度補正予算と一体的なものとして、「15 ヶ月予算」として編成する一方で、財政健全化目標を見据え、前年度より引き締まった中身とし、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」に重点化しました。その結果、予算総額を前年度比 2.5%増の 92 兆 6,115 億円としています。

一方、地方財政については、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう 地方交付税等の一般財源について、前年度と同水準を確保していま

すが、防 災・減災事業、地域活性化等の緊急課題への対応等に係る事業費の拡大、社会保障関係費の自然増により、前年度同様に財源不足が見込まれています。

これらを踏まえた平成 25 年度の地方財政計画の規模は、前年度に比べ、約 500 億円、0.1%増の 81 兆 9,100 億円、地方税や地方交付税などを併せた、いわゆる一般財源の総額は 59 兆 7,526 億円程度となっています。

また、地方交付税は、地方公務員の給与を国家公務員と同様に削減することを前提としたことにより、2.2%減の 17 兆 624 億円、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債につきましては、1.3%増の 6 兆 2,132 億円となっています。

このような背景のもと、平成 25 年度本町の予算編成に当たりましては、限られた財源の中で、真に町民皆様のサービス向上に資する経費への財源の重点化を図り、事業の必要性や緊急性を見極め、効果的で効率的な予算配分に努めてまいりました。

歳入においては、その根幹であります町税が、法人町民税・たばこ税の増収を見込む一方、個人町民税・都市計画税の減収を見込み、町税全体では前年度比約 2,800 万円の増額となる見込であります。町税収入につきましては、年初に突然飛び込んできた、造船企業の多度津工場閉鎖もしくは売却方針という要素があり、今後の町税収入に大きな影を落としておりますのが、大きな懸念材料であります。

一方、地方交付税は、普通交付税で前年度比 1 億 4,500 万円、特別交付税は 500 万円の減額となる見込であります。また、町債については、道路整備事業債や港湾整備事業債、教育施設整備事業債、消防施設整備事業債、多度津中学校改築事業債等の増を見込んでおり、前年度比 2 億 2,100 万円の増額となりました。また、歳出においては、職員定数の削減や給与関係費の抑制などにより、人件費を約 4,800 万円減額したほか、補助費等についても約 3,800 万円の減額となりました。

しかしながら、平成 25 年度より本格的に工事が実施される多度津中学校改築事業や、福祉・医療などの社会保障費等の増加が顕著なものとなっており、歳出を抑制することには限界があり、引き続き、財政調整基金を取り崩さざるを得ない厳しい予算編成となりました。

その結果、平成 25 年度一般会計予算案は、前年度比 3.4%増の 76 億 7,000 万円、予算規模では 2 億 5,000 万円の増額となりました。また、特別会計全体では、前年度比 5.1%増の 61 億 4,448 万円、全会計合計では、前年度比 4.1%増の 138 億 1,448 万円となっています。

次に、重点施策について、申し上げます。

1 点目は、「災害に強いまちづくり」であります。

去年は、前年に発生した東日本大震災を受け、「災害に強いまちづくり」を最重点課題として、地域の防災力の強化に取り組んでまいりました。

自主防災組織の結成を促し、組織の充実や防災体制の整備のため、防災資機材の助成を始めました。

土砂災害ハザードマップの整備を進めるとともに、地震により決壊したときには甚大な被害が想定される大規模なため池を対象に、「ため池ハザードマップ」も作成しております。

住民の方々の防災意識の向上や被害の軽減のため、今後周知をはかってまいります。

一方、一時避難場所を確保するために、新たに、民間の所有する施設も利用できるよう「災害時における一時避難所としての使用に関する協定」を、金剛禅総本山少林寺及び学校法人禅林学園と締結させていただきました。今後はさらに避難場所確保のため、民間との協力をひろげてまいります。

去年は、中央防災会議において東海・東南海・南海地震の被害想定や、震源域等の見直しが行われ、香川県では、平成 24 年度末を目途に、被害想定の見直しが行われています。多度津町としましても香川県の見直し結果を踏まえて、関係機関・関係団体と協議しながら、地域防災計画の見直しを進めてまいります。

さらに、国や県の動向を踏まえながら、地震のみならず様々な状況を想定した職員の対処訓練を実施するなど、災害時における組織機能の強化に努めたいと考えております。しかし、大災害が発生した場合、国や県・町の、いわゆる公助には限界があり、自分の身は自分で守る「自助」、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々がお互いに協力し合う「共助」が大きな力となります。「自助」「共助」の活動を推進するためにも、今後も組織の育成や活動に対する支援を行ってまいります。

2 点目は、「住民参画・住民協働のまちづくり」であります。

冒頭にも延べましたが、町政報告会や対話集会などの開催により、町行政情報を開示し、貴重なご意見やご要望をいただき、町政運営に反映してまいりました。本年も引き続き開催し、その上で、町の将来像を形成する新たな計画作成に向けての、行政パートナーとしての「まちづくり委員会」（仮称）の設立を目指してまいります。

第 3 点目は、「町おこし等観光行政の推進」であります。

多度津町には、連綿と続く歴史的資産、さらには近世以降、交通の要衝として栄えてきた、そういった時間の蓄積があります。JR 多度津駅周辺の活性化、また歴史を生かした旧商店街の活用を図ってまいります。

また、本町においては、ぶどう、ミニトマトなど農産物、水産物の様々な特産品があります。こうした財産を活用しながら新たな産業を醸成、6次産業化することにより、観光と商業、農業、漁業をコラボレーションするなど、そうした活性化策を通じて多度津町を元気にしてまいります。

4点目は、「瀬戸内国際芸術祭」であります。

本年は『瀬戸内国際芸術祭 2013』が、3月20日から11月4日までの間、開催される年であります。本町におきましては、10月5日から11月4日までの31日間、高見島にて12の作品と1つのイベントが予定されております。これを機会に、多度津町の活性化に向け、関係諸団体とも連携をとりながら、現在ある観光資源を活用することはもとより、新たな観光資源の創造を目指しつつ、町内への交流人口の拡大を図り、成功に向けて最大限の努力に努めてまいります。

続きまして、主要な施策について、第5次多度津町総合計画の基本計画に則り、ご説明申し上げます。

第1は、「住みよい都市基盤の整備」であります。

まず、「環境施策の推進」であります。

近年、社会経済活動や生活様式の変化に伴い、私たちはごみ問題や水質の悪化、大気汚染など様々な環境問題に直面しています。さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊、異常気象など、地球規模に拡大した環境問題は、年々、深刻度を増しております。こうした中、本町は、平成12年に「環境のまち」宣言を行い、地球温暖化対策実行計画の実施をはじめ、各種環境施策を展開してまいりました。

さらに、平成21年度に策定した「多度津町環境基本計画」に基づき「環境・健康・人」を重視したまちづくりを目指しています。

また、一昨年の東日本大震災による、原子力発電の見直し、夏場や冬場での電力需給の問題等、町民の電力に対する意識が高まる中、環境にやさしいクリーンエネルギーである住宅用太陽光発電システム設置者に対する補助を継続し、よりいっそうの温室効果ガス削減に努めてまいります。

「環境衛生の充実」につきましては、町民の皆様のご協力により、ごみの分別収集は定着していますが、循環型社会の形成に向け、さらなる分別の徹底を図り、ごみの減量化に有効な生ごみ処理容器購入助成金の活用を推進するとともに、新たに国が制定した「小型家電リサイクル法」の施行に向け、収集体制を整えリサイクルを推進し、環境負荷の軽減に努めてまいります。

また、ごみの不法投棄や野焼きの防止・啓発も進めるとともに、下水道整備区域外での合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

「公園・緑地・水辺の整備」につきましては、「桃陵公園」は言うに及ばず、

「堀江公園」や「桜の森高原」、また、水環境創造事業として整備した「八幡の森ほたるの里」、「せせらぎ水路」、「親水公園」などは、町民の皆様に自然とふれあい、憩いを与える空間として親しまれているところであります。

「堀江公園」につきましては、遊具等を中心に保守点検を行い、「桜の森高原」については、昨年 of 住民対話集会で、桜の時期以外でも楽しめるよう花木等の整備要望がありましたが、新種のバラの苗木を、今年春ごろ、提供していただくことになりました。その整備も含め、今後も、地元自治会やボランティアの皆様のご協力をいただきながら、環境保全に努めてまいります。

さらに、町のシンボルである桜川については、桜川流域水環境推進協議会による、環境美化・啓発活動をはじめ、鮎やウナギなどの淡水魚の放流を行うことで、川に対する愛着を持ち、生活排水の改善や不法投棄を抑制し、一層の水質浄化を図ってまいります。

「水道事業」につきましては、渇水期においても安定して水道水を供給するために、朝日掘水源地の整備と大木水源地の改修を進めていましたが、平成 24 年度をもって竣工いたします。住民生活や企業運営に支障をきたさないよう水道水の安定供給に努め、また、来る災害に備えて、老朽管の耐震化工事を計画的に進めてまいります。

今後も健全な水道経営を目指し、経費の削減と使用料金の収納率向上に努めてまいります。

「下水道事業」につきましては、平成 23 年度をもって下水道認可取得区域内の整備が完了し、今後は維持管理に重点を置いた事業を推進してまいります。まず平成 20 年度に創設された下水道長寿命化支援制度に基づき、平成 25 年度に新町雨水ポンプ場・堀江雨水第 1 ポンプ場・港町汚水中継ポンプ場の状況調査を行い、平成 26 年度には下水道長寿命化計画を策定し、老朽化が進んだ施設等を改修してまいります。

また、下水道事業経営の健全化を図るため、未接続家屋の下水道接続に向けた啓発活動を行い、公平性の観点から、下水道使用料及び受益者負担金の収納率の向上に努めてまいります。

「町営住宅」につきましては、平成 23 年度に策定しました「多度津町町営住宅等長寿命化計画」に則り、老朽化した住宅の立替や既存住宅の改修・修繕等を計画的に進めてまいります。特に、既存住宅は老朽化に伴う修繕が増加しており、時期や手法を工夫しながら、効率的・効果的な修繕に努めてまいります。

「交通安全対策」につきましては、交通安全を守る会をはじめ、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、交通安全教室の開催や街頭指導など、各種交通安全活動を通じて、町民の交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に努めてま

います。また、ガードレールやカーブミラーなど、交通安全施設の計画的な整備を行い、交通事故抑止に向けた対策を推進してまいります。

次に、「消防・救急体制の整備」であります。

災害時の防災拠点施設となる消防庁舎建設事業につきましては、昨年の全員協議会において、庁舎本体に併せて、不可欠な付帯施設となります消防訓練施設と消防施設機器等の必要経費について、ご説明申し上げました。平成 25 年度は基本計画に基づき、早期に基本設計並びに実施設計を行い、平成 27 年度開庁に向けて、整備に努めてまいります。

また、消防救急無線のデジタル化につきましては、平成 23 年度繰越事業として、国の第 3 次補正である消防防災通信基盤整備補助金及び緊急防災・減災事業債を活用し、平成 24 年度で完了予定です。

通信指令業務の共同運用につきましては、関係消防本部により検討を重ねてまいりましたが、共同運用をすることで財政削減効果、運用の充実と効率化等、多面にわたる効果を得られるとの結論に至りました。平成 24 年 12 月定例会において、「丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会の設置に関する協議」について議会の議決を得ることができましたので、平成 25 年 1 月 25 日に 2 市 1 町の各市町長のもと、協議書に調印が交わされました。今後は、成立した協議会の中で具体的な規定を定めて平成 26 年度運用開始を目指し、迅速かつ確実な情報通信体制の確立に努めてまいります。

救急業務につきましては、高齢化を背景に、今後も増え続けると予測され、引き続き救急救命士の人材育成と再教育に努め、高度化する救急業務の強化に努めてまいります。

「道路・交通ネットワークの整備」であります。

県道関係につきましては、主要幹線道路のさぬき浜街道、多度津丸亀線、多度津善通寺線、西白方善通寺線など暫時進捗しているところですが、尚いっそうの早期完成に向け、今後とも香川県に要望してまいります。

町道関係につきましては、継続事業の川西阿庄線は、浜街道のアクセス道路としての観点から早期完了を目指します。また、栄町地区において平成 24 年度より着手しました、町道 350 号線の拡幅工事は平成 25 年度で完了見込です。堀江地区ではシーサイドリンクス跡地周辺道路整備として、町道 7 号線の交差点改良工事を実施してまいります。

離島航路につきましては、島しょ部住民の不可欠な航路であります。今後も引き続き、離島振興の主旨に則り、その維持に努めてまいります。

「情報化の推進」につきましては、電子自治体の基盤構築をめざす国の方針を踏まえ、行政サービスの向上と、より効率的で、安全・安定性の高いシステムの構築に向けた取り組みを進めてまいります。また、行政運営の簡素化、効率

化及び透明性並びに情報セキュリティの向上を図るとともに、平成 25 年 4 月より、多度津町ホームページをリニューアルし、町内外の皆様に分かりやすい町政情報の提供に努め、さらなる情報化を推進してまいります。

第 2 は、「人にやさしい社会づくりの推進」であります。

まず、「保健・医療」であります。

「福祉医療」につきましては、これまでも財政状況を考慮しながらも、制度拡充に努めてきたところであります。平成 25 年度からは新たに乳幼児医療費助成制度を拡充し、「子育て支援医療費助成制度」として、中学校卒業までの入院に係る医療費について助成を始めることとしています。本年 4 月診療分からが対象となり、広報周知をはじめ、制度に係る準備作業を進めてまいります。

「国民健康保険」につきましては、医療費が増加の一途をたどり、財政的に年々厳しさを増す中、医療費を抑制し、適正化を図ることが重要であります。そのため、特定健康診査や特定保健指導の推進、レセプト点検の徹底、ジェネリック医薬品の普及啓発等、様々な施策を展開しています。

特定健康診査や特定保健指導につきましては、平成 25 年度から 5 年間を計画期間とする「第 2 次特定健康診査等実施計画」を策定し、受診期間の拡大や未受診者への受診勧奨等により受診率や実施率の向上を図ってまいります。また、ジェネリック医薬品の差額通知や医療費分析等を利用し、効果的な抑制策を講じてまいります。

「後期高齢者医療制度」につきましては、対象者が増加し、一人当たりの医療費も増加しています。政権が交代し、後期高齢者医療制度は当面存続するものと考えられますが、財政的な諸問題が解決したわけではありません。引き続き、脆弱な財政運営となることが懸念される中、香川県後期高齢者医療広域連合や香川県、県内市町と緊密な連携を図り、本制度の安定的な運営に努めてまいります。

次に「保健衛生」についてであります。

「健康増進事業」につきましては、平成 24 年度より実施している人間ドックでは、すべてのがん検診において受診率が向上し、受診者より好評を得ていることから、対象者数を増加し引き続き実施してまいります。大腸がん・子宮がん・乳がん検診、肝炎ウィルス検診につきましては、節目年齢の方に検診無料クーポン券の配布を継続し、予防重視の保健事業の充実に努めてまいります。

「母子保健事業」につきましては、平成 25 年度より県から権限移譲された未熟児養育事業を実施し、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、養育医療の給付が適切に実施できるよう医療機関との連携を図りながら、母子保健事業の充実に努めてまいります。

「予防接種事業」につきましては、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として実施しております子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種について、そのワクチンの有効性と接種の必要性から平成 25 年度より定期接種として実施することに伴い、適切な情報提供・啓発と疾病の予防に努め、安全な予防接種の推進に努めてまいります。

「感染症予防」につきましては、感染力が強い新型インフルエンザの発生・流行に備え、国の動向や新型インフルエンザ対策行動計画を注視してまいりますとともに、医療機関との調整を図りながら、感染予防と体制整備を推進してまいります。

「地域福祉の推進」につきましては、多度津町社会福祉協議会並びに各地区社会福祉協議会が、引き続き、幅広い活動に当たってまいります。

次に、「高齢者福祉の充実」であります。

本町の 65 歳以上の割合いわゆる高齢化率は、本年 1 月 1 日現在、27.6%、高齢者人口は、6,600 人を超え、昨年より 300 人の増で、そのうち 75 歳以上の方が 14.7%を占めています。

こうした背景から、一人暮らしや高齢者のみの世帯数の増加や認知症高齢者の増加を踏まえ、平成 24 年度より実施している「戸別ごみ収集」「居場所づくり」「緊急通報装置貸与」など多様な福祉サービスを継続し、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

「介護保険制度」につきましては、高齢化に伴い、認定者数やサービス利用者が増加傾向にあり、介護サービス給付費の大幅な増加が見込まれます。制度の適正・円滑な運営を図るため、介護給付費適正化支援システムを活用し、引き続き適正化に努めます。

また、「第 5 次介護保険事業計画」に基づき、介護が必要になっても自分らしく暮らせるまちづくりを目指し、多様なニーズに対応した介護サービスが提供できるよう、在宅サービスの充実を図り、新たにサービス付高齢者住宅の整備を進めます。

「地域支援事業の充実」についてであります。

「地域包括支援センター」は、やさしい、住みやすいまちづくりを目指し、地域に密着した高齢者の相談窓口となり、介護予防事業、認知症サポーター養成、虐待防止や権利擁護などの支援事業を展開し、地域で高齢者を支えるためのネットワークづくりに取り組みます。

次に、「障がい福祉の充実」であります。

多度津町の障がい福祉を推進するための指針となります、「第 3 次多度津町障害者基本計画」及び「第 3 次多度津町障害福祉計画」のもとに、法律や制度の変化を踏まえ、そして引き続き障がい者一人ひとりの意思やニーズを尊重



しながら、より一層障がい者の福祉に向けた施策を展開してまいります。

次に、「子育て支援を中心とする児童福祉」であります。

少子化対策や子育て支援策を展開するにあたり、「多度津町次世代育成支援行動計画」に基づき、引き続き保育所への入所利用機会の確保、子育て支援事業の推進や、7歳未満児への乳幼児医療制度など、積極的に実施してまいります。

保育所につきましては、現在の第3子以降4歳未満児の保育料免除などの支援制度を引き続き実施してまいります。またその結果、保護者の負担も国の徴収基準の6割程度に抑制されているところであり、経済的側面からの子育て支援策も踏まえ、今後とも適切な負担割合の維持を図ってまいります。

第3は、「豊かな心を育てる教育と文化の創出」であります。

まず、「幼稚園・学校施設の耐震化」であります。

学校施設は、災害時における地域住民の緊急避難場所であり、これまで多度津小学校屋内運動場耐震補強工事をはじめとして、耐震性の確保に努めてまいりました。平成24年度では、四箇小学校屋内運動場の耐震補強工事を実施し、加えて町内4幼稚園の耐震診断を実施したところです。その結果に基づいて、今後は対象となる幼稚園の補強計画策定と補強工事を順次実施してまいります。中学校改築につきましては、平成24年度に策定しました「多度津中学校改築基本設計」をベースに、平成25年度の早い段階で「同実施設計」を策定し、その後速やかに入札の執行ができるよう、作業を進めてまいります。

「幼稚園・学校教育」につきましては、各学校・園において、より一層の研究を進め「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などへの対応を行ってまいりました。平成25年度も引き続き「連携」をベースとした教育関連施策を推進してまいります。

「学力向上支援補助員」の配置と習熟度別学習・ティームティーチングなど弾力的な指導体制の確立によって、学力の二極化の解消を図るとともに、地域や町の行事への参画や外部人材の活用などを奨励し、学習意欲の喚起に努めてまいります。併せて、通常学級において特別な支援を必要とする子どもたちのため「特別支援教育支援員」を引き続き配置してまいります。

小学校での外国語活動の充実を図るため、外国語指導助手を町内小学校へ引き続き派遣し、中学校英語教育へのスムーズな接続を促すとともに、グローバル化する社会で駆使できるコミュニケーション能力の涵養を目指してまいります。

こうした教育活動が推進できるよう幼・小・中の情報システム環境を整備し、校務の効率化を図りながら、教職員が子どもとふれあう時間の一層の確保に努めることで「学校力」をさらに高めてまいります。

一方、子どもたちの基本的な生活習慣の確立を図っていくため、地元生産者の方々「ひまわりの会」が生産した、安全・安心な旬の新鮮な野菜などを使用した学校給食の充実に努めてきたところです。今後も、生産者の顔が見える活きた教材を活用した「食育」をより一層推進してまいります。

併せて、次代を担う心豊かでたくましい子ども育成・教育環境の向上の観点から、将来性も踏まえた通学区域の見直しについては、多度津町内4地区の将来的な人口推移等をも踏まえながら、今回検討した多度津・豊原校区も含めた町全体における4校区間相互の適正な通学区域について、「通学区域検討委員会」において引き続き検討を進めていただく予定としております。

「青少年の健全育成」につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携のみならず、家庭や地域社会、関係団体の理解や支援など、地域全体が一丸となった対応が不可欠であると考えています。

とりわけ、多度津中学校へは生徒指導を担当する法務監を引き続き配置して指導体制のさらなる充実に努めるとともに、少年育成センター職員との連携をとり、情報や問題点の共有を図りながら、指導体制の充実に努めてまいります。

また、「わんぱく寺子屋」を本年度も実施し、他校の児童、高齢者等異世代・異年齢との3日間の共同生活や交流活動を通して、心身ともにたくましい、ふるさとを愛する子どもを育ててまいります。

「青年教育」につきましては、永らく夏に実施していた「成人式」を、アンケート調査の結果や県内の実施状況及び出席率などを踏まえ、平成22年度より新成人で組織する「成人式プロジェクトチーム」を中心とした企画で1月に実施しているところですが、引き続き同時期に、新成人としての自覚を高める式となるよう工夫してまいります。

「家庭教育」につきましては、学齢期の保護者だけでなく、就学前の子どもを持つ保護者も対象に、早期から家庭教育や子育ての仕方についての情報提供や学習機会を持つことで、積極的な啓発を実施してまいります。

「スポーツの振興」につきましては、5月には15回目の参加となる「チャレンジデー」をはじめ、「町民あるけあるけ大会」や温水プールにおいて開催する各種教室を実施することにより、生涯を通してスポーツが楽しめる環境づくりや、スポーツ団体、指導者の育成に努めてまいります。

「芸術・文化」に接する機会を設けるため、図書館では、親子読書会や読み聞かせ会などを積極的に開催することと併せまして、「林求馬邸」などの町文化財の保存及び啓発活動に努めてまいります。公民館では、地域学習及び交流活動の拠点として、芸術祭、芸能文化祭、地区文化祭などの充実に努めてまいります。町民会館では、多様な芸術鑑賞の機会を提供し、資料館では、魅力あるテーマ設定と企画展の開催を目指してまいります。

次に、「国際化への対応と交流活動の展開」であります。

近年、急速にグローバル化が進行するなか、多度津町と中国上海市普陀区との友好交流も20年が経過し、また、国際的感覚を持つ青少年を育成することを目的として始まった普陀区との「中学生相互交流事業」も13回を数えていますが、一昨年は「東日本大震災」及び「東京電力(株)福島第1原子力発電所事故」の影響を考慮し、昨年は尖閣諸島の国有化をきっかけとして反日機運が高まり、中国各地で暴動が起こるなど混沌とした状態が続いたため安全面を配慮し、やむなく2年連続しての中止を決断しております。

現時点では悪化している日中関係ですが、これまでに実施してきたホームステイなどを通じた同世代の学生との交流は、若者にかけてあげられない経験を与えたものと信じており、深い絆で結ばれた関係は、今後も継続していくものと思っております。

これから数年間は、まだ反日感情が継続するものと思われますので、交流事業の再開については慎重に対応したいと考えていますが、将来を担う中学生に対してこれまでどおり貴重な異文化体験ができる環境を提供するため、上海市普陀区だけに拘わらず他の国や地域にも目を向けて国際交流活動を支援したいと考えております。

第4は、「活力あふれる観光と産業の創造」であります。

まず、「農業振興」であります。

国におきましては、新規就農対策や農地の利用集積策として、「人・農地プラン」の促進、また、耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るため、その重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化などによりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、面的な利用集積を図る事業の創設などにより、その有効利用を促進しているところであります。

本町におきましても、水田・畑地農業の経営安定を図るため、戸別所得補償制度に代わる経営所得安定対策を実施してまいります。また、改正農地法等のもとで農業振興地域の見直しを行い、優良農地の確保や有効利用対策強化に努めてまいりますとともに、認定農業者・農業法人の経営合理化に必要な資器材の導入について、国や県とともに推進してまいります。

また、農業委員会や多度津町地域農業再生協議会、JAなどと連携を図りながら、耕作放棄地の発生防止とオリーブ栽培のさらなる拡大を推進してまいります。さらに、多度津町シルバー人材センターによるイチジク栽培の支援を行うなど、耕作放棄地の解消に取り組んでまいります。引き続き、農地の利用集積や担い手の育成・確保などについて、国や県等と連携しながら推進してまいります。

本町の「水産業」は、カワウの異常発生等による漁場環境の悪化に伴う漁獲量

の減少、魚価の低迷や漁業者の高齢化、後継者不足、さらには燃料の高騰が続いていることにより、水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状態にあります。引き続き、町内及び近隣の漁業協同組合と協調しながら、カワウ対策事業を行うとともに、養殖事業・稚魚放流事業に協力し、地域の特性を生かした水産業の振興を推進してまいります。また、淡水関係につきましても、毎年、桜川に淡水魚の放流事業などを実施し、環境美化等に努めているところであります。

「商工業」につきましては、政権が代わり、安部首相が所信表明にて経済再生を前面に打ち出し、円安や株高による景気の回復傾向が見られますが、企業の経営状態は依然として厳しい状況にあります。今年度から新たに中讃勤労者福祉サービスセンター生活資金貸付事業に参入し、また、セーフティネット保証の迅速な認定や、中小企業融資制度の活用による商店主や企業への支援を行い、さらなる活性化のため、多度津商工会議所との連携を一層密にし、創意工夫を図りながら事業展開に努めてまいります。

「観光」につきましては、引き続き、中讃圏内の市町及び観光協会などで結成している中讃広域観光協議会の一員として、キャンペーン等に参加し交流拡大を図ってまいります。また、高松空港に開設されている「空の駅かがわ」には、各市町の特産品等が展示されていますが、平成 25 年度からはリニューアルオープンの予定であり、一層の特産物等の紹介を積極的に行ってまいります。さらに、各種メディア等を活用し、町の観光施設や「さくらまつり」などの各種イベント情報を発信することで、町の活性化を図ってまいります。また、『瀬戸内国際芸術祭 2013』が、本町では高見島を会場に行われます。関係諸団体と連携しつつ、交流人口の拡大を図ってまいります。

「町おこしイベント」につきましては、夏恒例の花火大会・総踊りを 1 日開催とし、加えて、駅前や本町商店街等に交流広場を設けるなどし、町内外から多くの来場者に楽しんでいただけたところであります。引き続き、新たな趣向を模索しながら、さらなる中身の濃いイベントの実施に向け検討を進めてまいります。

「まち歩き観光」につきましては、多度津商工会議所や実施団体との協働により、町の歴史や産業などを紹介しながら地域活性化に努めてまいります。

第 5 は、「時代にふさわしい行財政への変革」であります。

まず、「男女共同参画社会の形成」についてであります。

平成 22 年度に策定しました「たどつ男女共同参画プラン」に基づき、家庭や地域、職場などあらゆる分野において、男女がともに個性と能力を活かせるまちづくりを推進するため、関係機関や各種団体と連携し、研修や啓発を通じて、町民皆様とともに男女共同参画に対する理解と認識を一層深めてまい

ります。

次に、「人権の確立・尊重」についてであります。

「人権」は、一人ひとりの人間に保障された当然の権利であり、何人も侵すことのできない大切なものであります。

インターネット上の差別表現や陰湿な差別書き込みなどは、後を絶たず、近年、土地差別調査や戸籍・住民票の写しなどを大量に不正取得し、その情報を売買していた事件が発生しております。

これらのさまざまな差別の解消と人権の確立に向けて、関係機関・組織などと連携を深めながら、積極的な人権啓発と人権教育に取り組みをしてまいります。

「協働のまちづくりの推進」についてです。

少子高齢化や社会の高度化・多様化の進展に伴い、幅広い分野において、これまで以上に、住民と行政の協働のまちづくりの推進が求められています。町の課題や目標を町民の皆様と共有できるよう、平成 24 年度に引き続き、各地区において「町民対話集会」をテーマや対象を検討しながら実施してまいります。

また、昨今、自然災害への対応、犯罪の未然防止、子どもたちの見守りなど、

「コミュニティの育成」は日に日に重要度を増しています。自治会や自主防災組織をはじめとする基礎的組織が、主体的に地域活動に取り組めるよう、コミュニティ助成事業などを活用しながら支援や啓発に努めてまいります。

「定住自立圏構想」の推進につきましては、平成 20 年に中心市と周辺市町村が 1 対 1 で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携することによって、生活に必要な機能を確保し、人口の流出を食い止める方策として、国から定住自立圏構想の提言を受け、本町も中心市を丸亀市としてその実現に向けて取り組んでまいりました。

去年は、平成 23 年の中心市宣言に続き、4 月 19 日に「定住自立圏の形成に関する協定書」に調印し、民間並びに有識者からの意見を聴取し、ビジョンに反映させる目的で「定住自立圏共生ビジョン懇談会」を、また、各首長及び構成市町の連携を図るために「定住自立圏形成推進委員会」をそれぞれ 4 回開催し、11 月にはビジョンの原案が策定されました。

今後は、ビジョンに基づく取り組みに対し実績を検証したり、新たな取り組みを模索していくなど、定住自立圏構想の趣旨に則った修正を継続して行なってまいります。

最後に、「地方の時代にふさわしい行財政の推進」であります。

本町は、平成 10 年度に「第 1 次多度津町行政改革大綱」を策定し、その後 3 回にわたり改訂を行い、行財政改革の取り組みを推進してまいりました。しかしながら、近年、少子高齢化の急速な進行や人口減少時代の到来、地方分権の進展など、私たち基礎自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきてお

り、町民ニーズもより多様化しているところであります。

このような時代の変化に的確に対応するためには、最小の経費で最大の効果が得られる簡素で効率的な行財政システムの確立が必要不可欠であります。そこで平成 24 年度に、政策企画課を設置し、町組織の横断的な課題調整を図ること、また、町の政策立案を担うことを新たな業務として追加し、一定の成果が現れてきたところであります。

今後は、機構改革のさらなる検討及び適正な人事配置並びに、職員提案制度や人事考課制度等の検討を進めることにより、職員一人ひとりが高い使命感とチャレンジ精神を持ち、組織の力が最大限に発揮できるよう、行政改革への取り組みを推進してまいります。

財政改革につきましては、平成 24 年度に見直しを行った、新しい「多度津町中期財政計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」に沿って財政運営を図りつつ、適切な収支の見通しを立ててまいります。また、新たな財源を生み出す施策としまして、町有未利用地の貸付けや売却、土地開発公社が所有する土地の活用、さらには企業誘致の推進に積極的に取り組んでまいります。

「財政健全化判断比率等の 4 指標」につきましては、平成 23 年度決算に係る実質公債費比率が 13. 6%と前年度比 0. 8%改善されました。また、将来負担比率については、149. 8%と前年度に比べて 47. 1%と大幅に改善されましたが、依然として県内では一番高い水準となっています。引き続き、これらの指標には細心の注意を払いながら、施策や事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分に努め、より健全な財政運営の維持に努めてまいります。以上、私の町政に臨む所信を申し述べました。

役職員一同が心をひとつに、本町のめざすまちづくり像「せせらぎとやすらぎ みんなでいきいき暮らすまち」の実現に向け、努力を重ねてまいります。

議員皆様並びに町民皆様におかれましては、現下の厳しい諸情勢をご賢察いただきまして、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上、施政方針を述べさせていただきました。よろしくお願い致します。

議長（門 瀧雄）

ここで、暫時 15 分間休憩いたします。

休憩 10 時 06 分

再開 10 時 24 分